

# 稲沢市民病院 ホームページリニューアル業務仕様書

## 1 業務場所

稲沢市の指定する場所

## 2 目的

現行の当院ホームページは平成 24 年 3 月から稼動開始しており、5 年が経過している。デザインの刷新、情報の整理、閲覧環境多様化への対応を行う必要があるため、ホームページの全面リニューアルを行うこととする。

## 3 委託期間

契約締結日から平成 30 年 9 月 30 日まで

## 4 リニューアル対象範囲

稲沢市民病院ホームページ

【URL】 <http://www.inazawa-hospital.jp/> (約 100 ページ)

稲沢市民病院看護部ホームページ

【URL】 <http://kango.inazawa-hospital.jp/> (約 30 ページ)

※リニューアル後の看護部ホームページは病院ホームページの 1 コンテンツとして取り扱う。ただし、デザイン面で病院ホームページと差別化を図ること。

## 5 業務内容

- (1) 現在公開している上記リニューアル対象範囲であるホームページの情報を基に、本仕様書「6 リニューアルホームページ要件」に沿ったホームページを構築すること。
- (2) このホームページを構築するサーバは、ホスティング又はレンタルサービスを利用すること。また提案するサーバは、本仕様書「7 データセンター要件」を満たすこと。
- (3) 本仕様書「8 CMS 要件」を満たすシステムを導入・構築すること。また、更新者向けの CMS 操作マニュアルを準備し、納品までに必要な研修を実施すること。
- (4) 納品及びシステム稼動後において、外部サーバ及び CMS 等のホームページ保守・運営管理を行うこと。また、保守範囲内で CMS 操作・機能に関する問い合わせへの対応を行うこと。

## 6 リニューアルホームページ要件

- (1) トップページは、閲覧者にとって分かりやすく、必要な情報を探しやすい構成であること。

- (2) 閲覧者にストレスを与えることなく目的の情報にたどり着けるホームページ構成であること。
- (3) 現行ホームページのコンテンツを基に閲覧者にとって見やすいコンテンツを作成すること。また、リニューアルホームページに必要とされる新規ページ等の作成についても当院と協議しながら作業を進めること。
- (4) すべてのページにおいて、スマートフォン（Android、iPhone）からの閲覧に対応すること。また、CMSによるPC用コンテンツの更新によりスマートフォン用コンテンツも自動で更新されること。
- (5) 主要ブラウザ（IE、Chrome、Safari、Fire Fox）に対応し、どのブラウザでもデザインが崩れないこと。
- (6) SSLに対応したお問い合わせフォームを作成すること。また、お問い合わせフォームの文言は当院の職員でも簡単に変更できるようにすること。
- (7) サイト内検索機能を設けること。
- (8) アクセスログデータが取得・閲覧できる機能を有すること。
- (9) 検索エンジンへの対策やアクセス向上の対策を講じること。

## 7 データセンター要件

- (1) サーバの所在地が日本であること。
- (2) 365日24時間の有人監視及び復旧対応を行うこと。

## 8 CMS要件

### (1) 前提条件

- ア システムの利用者が行う操作については、容易にコンテンツを入力できるユーザ・インターフェースを用意し、HTML に関して特別な知識がなくても、ウェブページの作成及び更新が可能であること。
- イ システムの運用管理について、専門的な知識を必要としない操作性及びユーザ・インターフェースであること。
- ウ Web ブラウザ（IE11.0 以上）を使用し、ページの作成・登録が問題なくできること。
- エ ホームページの統一性を維持するため、テンプレートのデザインは、ページ作成者が安易に変更できないこと。

### (2) 信頼性

- ア システムの安全対策には、万全を期すること。万一障害が発生した場合は、迅速に対応すること。
- イ 国内において、安定した稼働実績があること。（一般病床数が概ね300床以上の病院ホームページの導入実績が平成25年4月以降10件以上あること）

### (3) CMS要件

- ア 別添1 システム要件書をすべて満たすこと。

## 9 契約の解除

(1) 次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

ア 受注者が契約を履行しないとき、又は契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。

イ 受注者の経営状況の悪化等、契約を履行できない恐れがあると認められるとき。

ウ 受注者が次のいずれかに該当するとき。

①役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

②暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥業務の履行に係る必要な備品の購入契約その他の契約の締結にあたり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

⑦受注者が、①から⑤までのいずれかに該当する者をこの業務の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。)において、発注者が受注者に対して契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

## 10 損害賠償責任

(1) 受注者は、委託業務の実施に関して発注者に損害を与えたとき、又はこの仕様書に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、ただちにその損害を賠償しなければならない。

(2) 受注者は、委託業務の履行に関して第三者に損害を与えたときは、ただちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、発注者は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

## 11 秘密の保持

(1) 受注者及び受注者の従事者は、委託業務の実施にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

## 1 2 疑義の解決

- (1) 仕様書に関し、又は本仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。